

各 位

会 社 名 中 小 企 業 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 有 限 公 司
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 本 武 之
 (コード番号 1757 東証スタンダード市場)
 問 合 せ 先 管 理 本 部 長 井 上 博 文
 (Tel. 03-6825-7100)

新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は2023年3月31日開催の取締役会において決議いたしました第27回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 新株予約権発行の概要

(1) 割当日	2023年4月17日（月）
(2) 新株予約権の総数	380,000個（1個につき100株）
(3) 発行価格	1個につき35円（1株につき0.35円）
(4) 当社発行による潜在株式数	38,000,000株
(5) 資金調達の内訳	1,343,300,000円 (内訳) 新株予約権発行分 13,300,000円 新株予約権行使分 1,330,000,000円
(6) 行使価格	1株につき35円（固定）
(7) 割当方法（割当先）	第三者割当の方法による 田中 勇樹 100,000個 FIRST LINK INC LIMITED 100,000個 山城 延子 125,000個 玉岡 益健 40,000個 堀田 慎一 15,000個
(8) その他	① 取得条項 本新株予約権には、以下の内容の取得条項が付されています。 (a) 上記(7)に記載する行使期間（以下「行使期間」といいます。）の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の普通取引における毎月末最終取引日の終値が行使価額の130%以上で、かつ、当社が割当予定先の一部又は全部に対し本新株予約権の行使の請求を行った場合、その時点で当該行使請求を受けた割当予定先は、保有する本新株予約権のうち、本新株予約権の割当てを受けた当初の数量（以

	<p>下「当初割当数量」といいます。)の10%に該当する分(割当予定先が保有する新株予約権数が当初割当数量の10%以下の場合、その数量とします。)を当社本新株予約権の行使の請求を行った日が属する月の翌月10日(東京証券取引所が休日の場合、翌営業日とします。)までに行使する義務を負うものとします。当社からの当該行使請求に対し、割当予定先が本新株予約権を行使しない場合、当社は、当社の取締役会(以下「当社取締役会」といいます。)の決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとします。</p> <p>(b) 行使期間中に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当日を含む20取引日連続した終値の平均値が行使価格(ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、その行使価額とします。)に対して130%を超えていることとなった場合、又は70%を下回る事となった場合、当社は、その後20営業日以内に当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとします。</p> <p>② 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。なお、当社は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、上記(8)に記載する割当予定先(以下「割当予定先」という。)との間で締結する総数引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結する予定です。本引受契約においては、割当予定先が当社取締役会の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先から本新株予約権の譲渡を受けた者が、割当予定先の本引受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨、並びに、当社との間で別途引受契約を締結する必要がある旨を規定する予定です。</p>
--	--

以上